

# 青森県報

第二千八百八十一号

平成二十年  
一月十五日  
(火曜日)

## 目次

### 告 示

- 生活保護法による指定医療機関の廃止の届出……………(健康福祉課) ……一
- 生活保護法による医療機関の指定……………(政 同 課) ……一
- 飼料の試験の結果の概要……………(畜 産 課) ……二

### 公 告

- 特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告……………(県民生化課) ……二
- 右 同……………( 同 ) ……二
- 建設業者の許可の取消し……………(県上北地域局) ……三
- 右 同……………(県下北地域局) ……三
- 出先機関……………( 同 ) ……三
- 道路の位置の指定……………(県上北地域局) ……三
- 選挙管理委員会……………( 同 ) ……三
- 個人演説会等を開催することのできる施設の指定の一部改正……………(事務局) ……四

## 告

## 示

### 青森県告示第二十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定により、次の指定医療機関から廃止した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成二十年一月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

名称又は氏名	所在地又は住所	廃止年月日
内潟診療所	北津軽郡中泊町大字薄市字冲原一五の三三	平成一九一〇・三
すずらん調剤薬局	南津軽郡大鰐町大字大鰐字大鰐九六の一	一九二・四
大橋診療所	弘前市大字下白銀町一一	一九二・二六

### 青森県告示第二十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成二十年一月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

名称又は氏名	所在地又は住所	指定年月日
りかクリニック	北津軽郡中泊町大字薄市字冲原三六の九	平成一九二・一
すずらん調剤薬局	南津軽郡大鰐町大字大鰐字大鰐一〇五の一	一九二・五
つがるのおえ調剤薬局	平川市尾上栄松二〇六	一九二・一
いずみ薬局あくど	弘前市大字悪戸字青柳一〇の八	"

青森県告示第二十五号

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和二十八年法律第三十五号）第五十六条第一項の規定により平成十九年十二月五日収去させた飼料の試験の結果の

概要は、次のとおりであるので、同条第七項の規定により公表する。

平成二十年一月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

製造事業場等の 名称及び所在地	収去場所	飼 料 の 名 称	製 造 年 月	試 験 結 果 の 概 要											違反の内容	
				粗たん白質 %	粗脂肪 %	カルシウム %	リゾ %	粗繊維 %	粗灰分 %	揮発性窒素 %	水溶性窒素 %	消化率 %	T D N %	M E kcal/kg		その他水分 %
中部飼料株式会社 八戸工場 八戸市大字河原木字 海岸24の5	同 左	ブル中印幼すう用配合飼料 幼す名人	19.11	22.0	3.7	0.97	0.63	2.1	5.3					2,950	13.1	
		ブル中印大すう用配合飼料 大す名人	19.11	14.8	3.7	1.41	0.57	3.6	6.4					2,850	12.2	
		ブル中印子豚育成用配合飼料 EMEGアッシュUG	19.11	15.1	4.2	0.68	0.53	2.0	4.3			79.3			13.1	

注 試験結果の概要の欄中栄養成分に関する検査にあっては、個別検査項目別に分析結果を示し、違反の内容の欄に表示成分量に対する過不足量等を示す。

# 公 告

## 特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定による設立認証の申請があったので、同条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成二十年一月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

一 申請のあった年月日

平成十九年十二月二十六日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

### 特定非営利活動法人青森県防災士会

三 代表者の氏名

工藤 淳

四 主たる事務所の所在地

青森市花園二丁目九の三〇

五 定款に記載された目的

この法人は、青森県を中心に日本国内や世界各地において「自助」、「共助」の原則のもと、防災士としての活動及び技術研鑽並びに地域住民の防災に対する意識向上を支援することによって、災害救援活動及び地域安全活動の促進に寄与することを目的とする。

### 特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定による設立認証の申請があったので、同条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成二十年一月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

一 申請のあった年月日

平成十九年十二月二十八日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人青森ヒューマンライトリカバリー

三 代表者の氏名

柴田 牧子

四 主たる事務所の所在地

青森市大字矢田前字弥生田一の四

五 定款に記載された目的

この法人は、自由と平等を基礎とした社会を目指し、社会のシステマ的な部分や意識的な部分に人権啓発を行い、精神保健福祉コンシューマー、精神医療サバイバーが中心となって助け合いの心を忘れず、個人の不可侵性を尊重し、個々のエンパワメントと自立生活の促進に寄与することを目的とする。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十年一月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 柏崎興業株式会社

二 代表者の氏名 柏崎 妙子

三 主たる営業所の所在地 三沢市字古間木山一四二の二

四 許可番号 青森県知事許可（般 一九）第九八二号

五 取消年月日 平成十九年十二月二十六日

六 取消しに係る建設業の許可

管、造園工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成十九年十二月七日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十年一月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 株式会社川村建設

二 代表者の氏名 川村 寛

三 主たる営業所の所在地 下北郡東通村大字小田野沢字南通二二六

四 許可番号 青森県知事許可（般 一七）第一七四〇四号

五 取消年月日 平成十九年十二月二十七日

六 取消しに係る建設業の許可

建築工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成十九年十二月十六日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

出 先 機 関

上北地域県民局告示第十号

建築基準法（昭和二十五年法律第百一十号）第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定したので、青森県建築基準法施行細則（昭和三十六年一月青森県規則第二十号）第十七条の規定により公示する。

なお、その関係図面は、青森県県土整備部建築住宅課、上北地域県民局地域整備部及び十和田市役所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十年一月十五日

上北地域県民局長 北 村 収

位 置	延 長	幅 員	指 定 年 月 日
十和田市一本木沢一丁目二〇の一	七・一・五五メートル	六・〇〇メートル	平成 一九・三・二五

**選挙管理委員会**

青森県選挙管理委員会告示第一号

平成八年十月四日青森県選挙管理委員会告示第五十八号（個人演説会等を開催することのできる施設の指定）の一部を次のように改正する。

平成二十年一月十五日

青森県選挙管理委員会委員長 川 村 能 人

表中「郵便貯金地域文化活動支援施設は・る・るプラザ青森」を「青森市民ホール」に改める。

（発行所・発行人）  
青森市長島一丁目一番一  
号 青 森 県

（印刷所・販売人）  
青森市第一問屋町丁目番七七  
号 東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十五円一銭